

開発行為変更許可通知書

第 7-2 号

住 所 高松市多肥下町 1593 番地 9
氏名又は名称 株式会社ロータリーハウス不動産
及び代表者名 代表取締役 増元 竜彦

令和 7 年 5 月 8 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 7 年 5 月 15 日

三木町長 伊藤 良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字氷上字南福万 1369 番、1378 番、1379 番、1380 番、1381 番及び地先農道・水路
開発区域の面積	4,026.30 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅（11 戸）
変更内容	設計変更

許可の条件

- ・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書（工事写真等）を添付すること。

法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

（付記）

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（道路法、農地法、文化財保護法、森林法等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適確な措置を講じること。
- 3 工事完了後工事の状況が確認できないような場合は、寸法等を明らかにした写真を撮り、検査の際提示すること。

開発行為許可通知書

第 6-6 号

住 所 高松市多肥下町 1593 番地 9
氏名又は名称 株式会社ロータリーハウス不動産
及び代表者名 代表取締役 増元 竜彦

令和 6 年 5 月 31 日付で受付した開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 11 月 29 日

三木町長 伊 藤 良 春



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	木田郡三木町大字氷上字南福万 1369 番、1378 番、1379 番、1380 番、1381 番及び地先農道・水路
開発区域の面積	4,025.37 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (11 戸)

許可の条件

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限

(付記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。



開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（道路法、農地法、文化財保護法、森林法等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地については、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5ヶ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適確な措置を講じること。
- 5 工事完了後工事の状況が確認できないような場所は、寸法等を明らかにした写真を撮り、検査の際提示すること。
- 6 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開 発 許 可 標 識	
開 発 区 域 の 所 在	
開 発 区 域 の 面 積	
許可を受けた者の住所及び氏名	
許可年月日及び許可番号	
工事施行者の住所及び氏名	
工事現場管理者の氏名	
工事予定期間	

90 cm以上

60 cm以上

総
1.
2.
農林
1.
2.
生涯
1.
2.
環境
1.
2.
3.
4.
土力
1.
2.



指 示 事 項

総 務 課

1. 開発面積が 3,000 平方メートル以上の場合は、消火栓及び防火水槽を設置すること。
2. 当該開発区域が、消防水利の基準に定める技術基準に適合する消防水利に包含されている場合は、消火栓又は防火水槽を設置しないことができる。

農 林 課

1. 農地転用許可申請についても同時進行すること。
2. 提出済の農地転用許可申請について、指摘している補正書類を早急に提出すること。

生涯学習課

1. 開発中に新たに遺構又は遺物が出土した場合には当課と協議すること。
2. 文化財保護法第 96 条第 1 項を順守すること。

環境下水道課

1. 三木町ごみステーション設置等に関する要綱を遵守すること。
2. ごみ収集開始については、居住開始した戸数（建築工事着手を含む）が 5 戸に達した時に町と協議のうえ、ごみステーション設置等協議書を提出すること。
また、そのことについて住民へ事前に説明しておくこと。
3. 町がごみ収集を開始したときは、収集車が団地内道路に停車し、一時的に通行に支障が出る旨を住民全員にあらかじめ説明を行い、必ず承諾をえておくこと。
4. ごみステーション設置後、周辺にて新たな住宅が開発されるなどし、共同使用の希望があった際には、利用戸数がおおむね 20 戸程度となるまで、可能な限り使用について受け入れ、ともに適切なごみステーションの管理に努めること。

土木建設課

1. 交通安全上必要がある場合は、交通安全施設（カーブミラー・街灯等）の設置は事業者負担で行うこと。また、開発完了後であっても、地元からの要望がある場合は道路管理者等と協議し安全施設等を申請者の負担で設置すること。
2. この土地開発行為に起因する道路構造物及び水路擁壁等の破損等については、道路管理者等の指示に従い、申請者の負担にて適切な処置を講じること。

3. 農道・水路等の公共物を工事・占用する場合は、事前協議のうえ、公共物使用許可申請書を提出すること。
4. 町道等の道路占用及び承認工事等を行う場合、道路管理者と協議すること。
5. 町道等との接道箇所について、排水による問題が生じた場合は、道路管理者と協議し、申請者の責任と負担において、対処すること。
6. 開発に伴い電柱が必要な場合は、原則として開発地内に建柱すること。
7. 開発地内の土砂が町道等に流出しないよう、申請者にて対応すること。土砂が町道等に流出した場合は、道路管理者と協議し、申請者の責任において除去すること。